資料10

北海道青少年健全育成条例改正に基づく立入調査要領の一部改正について

子ども家庭支援課次世代成育支援係

項　目	内　　容	備　考
1 改正の趣旨 ・必要性	**○　趣旨** 北海道青少年健全育成条例（以下、「条例」という。）について、「青少年の定義」等に関し、令和６年４月１日付けで一部改正を行った。 条例改正により、「青少年」の定義について、「青少年（18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）」の下線部を削除したことから、本要領についても同様に当該文言を削除し、「青少年」の定義を「青少年（18歳未満の者をいう。）」と改正するもの。 **○　必要性** 条例の一部改正に伴い、条例及び条例規則（以下、「規則」という。）に関連する本要領についても、規定の整備を行う必要性を認めたことから、改正を行うもの。	**青少年健全育成条例の改正内容（R6.4.1施行）** ①審議会の統合に伴い、これまで設置していた「北海道青少年健全育成審議会」を廃止。有害図書類類の指定等に係る諮問先を新審議会に変更。 ②民法改正（成年年齢の「20歳」から「18歳」への引き下げ。女性の婚姻適齢の「16歳」から「18歳」への引き上げ。）に伴う「青少年」の定義の一部改正。
2 改正の内容	**○　字句の改正**（資料11「新旧対照表」のとおり） 「青年の定義」について、「青少年（18　歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）」から「青少年（18歳未満の者をいう。）」に一部改正する。	
3 対象となる規則、要領	**○　北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査要領**	
4 改　正　日	令和６年４月１日 （同日に施行済み）	